

論壇

消費税を事業税の付加価値割に移行させる提言



湖東京至 【中野】

矛盾が顕現化する消費税の仕組み

導入後四半世紀になる消費税であるが、実務の現場にある税理士にとって、決して座りのいい税制とはいえない。否、税率引き上げを前にして矛盾点がより顕現化しているといえよう。

たとえば、基準期間の問題、簡易課税制度の問題、事業者免税水準(1千万円)の問題、課税売上割合(95%基準)の問題、事務負担の問題、価格転嫁の問題、滞納発生の問題等々、関与先・中小事業者・税理士を悩ませる諸問題が多々存在している。

なかでも、膨大な消費税の滞納発生は納税義務者たる事業者はもとより、課税庁にとっても憂慮すべき問題となっている。消費税の新規発生滞納税額は5%に税率が引き上げられてから常に国税中第1位を占めており、平成23年度には国税の新規発生滞納税額6073億円のうち消費税が占める割合は53%、32

直接税としてスタートした付加価値税を間接税に区分したフランス

20億円と群を抜いている。政府・課税庁においては、消費税の滞納税額を減らすため、地方消費税を含め年間納付税額6千万円超の事業者に年11回の中間納税制度を導入したり、徴収担当職員を増員したり、滞納一掃のためのポスターを

作製したり、さまざまな手段を講じてきたが、それでも滞納第1位はかわらない。なぜ消費税は滞納が発生するのであるか。本稿ではまず、消費税の生い立ちからその本質的性質を再考し、この税にある重大な欠陥を指摘し、その解決策として消費税を事業税の付加価値割と合体させる可能性を探る。

多くの人は「消費税は最終的に消費者がモノを買うときに負担する間接税」だと思っている。だから、「消費者は税を事業者に預けており、事業者は預かった税を納付するだけ、滞納が発生するはずがない」と思い込んでいる。果たして消費税はそういう仕組みであるのか。ちなみにヨーロッパ諸国では消費税と同じタイプの税を付加価値税と呼んでいる。

付加価値税は1950年、シャウプ博士が赤字で

件費+支払利息+地代家賃で求められ、両者により求められる課税標準は一致する。付言すればシャウプが編み出した控除法は今日の「仕入税額控除」の原型であり、加算法は法人事業税の付加価値割の原型である。シャウプの付加価値税は事業税にかわるものとして提案されたのであるから直接税に区分される。したがって価格への転嫁も輸出選付金制度も考慮の外であった。ところが1954年、フランスはシャウプの付加価値税を間接税として導入した。なぜフランスは本来直接税である付加価値税を間接税と定義付けたのであろうか。その理由は、ガツ

ト協定にある。1948年に締結されたガツト協定は輸出企業への補助金を禁じるとともに、直接税を還付することも禁じた。ただ、フランスの要望により間接税だけは還付の対象としたのである。これにより、フランスはシャウプが提唱した付加価値税の控除方式を利用し、輸出販売にゼロ税率を適用することによって実質的な輸出補助金を確保することに成功したのである。今日、ゼロ税率による輸出選付金制度はヨーロッパ諸国をはじめが国においても広く活用されていることはいまでもない。

極論すれば、フランス政府は直接税である付加価値税を間接税であるかのように人々に錯覚させたのである。そのため付加価値税・消費税には直接税の属性が顕著に残っている。たとえば価格への転嫁は法的にもト協定にある。1948年に締結されたガツト協定は輸出企業への補助金を禁じるとともに、直接税を還付することも禁じた。ただ、フランスの要望により間接税だけは還付の対象としたのである。これにより、フランスはシャウプが提唱した付加価値税の控除方式を利用し、輸出販売にゼロ税率を適用することによって実質的な輸出補助金を確保することに成功したのである。今日、ゼロ税率による輸出選付金制度はヨーロッパ諸国をはじめが国においても広く活用されていることはいまでもない。

消費税を現行法人事業税の付加価値割に移行する提言

現行法人事業税には2003年(平成15年)に導入された付加価値割がある。付加価値割は各事業年度の付加価値、すなわち報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料+単年度の損益金、を課税標準とする(地方税法72条の14)。この課税標準算定方式は奇しくもシャウプの付加価値税における加算法と同じであり、消費税の課税ベースと近似した課税標準額になる。なお、報酬給与額には役員や

負担したと錯覚した消費税分は物価の一部に過ぎないとされている(平成2年3月26日東京地裁確定判決)。敷衍すれば、事業者間取引において請求書の末尾に消費税額を別記する例が多いが、当該別記消費税分は税ではなく物価の一部としての性質でしかないわけである。つまり個々の商品、個々の取引が課税標準となるわけではないから、消費税の経理処理は税込方式でも税抜方式でもいっぺんに構わない。したがって、消費税の本質的性質は欠損事業者にも納税額が生じる直接税であるといつてよい。そのため滞納が発生しやすいのである。

使用人に対する報酬・給与・賞金・賞与・退職手当などのほか、派遣労働者の提供を受けた法人はその派遣契約料の75%を加算した額となっている(同法72条の15第2項1号)。付加価値割の標準税率は0.48%、納税義務者は資本金1億円超の法人であり、国税庁統計年報書によれば、その数は平成22年度でおよそ2万8千社である。筆者は消費税を法人事業税の付加価値割と合体する

ことを提言する。納税義務者は資本金1億円超の法人とするが、法人分割や法人成をしない個人事業者を考慮し、資本金基準のほか売上高基準(たとえば100億円超)や従業員基準(たとえば300人超)を併用するべきであろう。税率は現行の0.48%という低い水準ではなく、消費税の税率を参考に10%以上に設定する。付加価値割は事業税の一部を構成するから直接税であり、したがって輸出選付金制度は認められない。また地方税であるから国税収入が減少するが減少した分については地方交付税を減額すればよい。さらに事業税は損金ないし必要経費に算入されるから、これによる減少額は法人税・所得税の税率を引き上げることによってカバーすればよい。消費税を事業税の付加価値割に移行することにより、消費税の課税事業者350万のうち99%の中小事業者が消費税から解放される。しかも税率は税率10%で12兆円程度確保することが可能である。消費税の諸矛盾を解決することも、公平原則(応能負担原則)に適う税制を求める方法として提言したい。